

地域計画とは？

→「農業」に関して地域で話し合った内容を基にした計画です。

1. 人・農地プランが「地域計画」として法定化へ

農業経営基盤強化促進法(以下、基盤法)の改正に伴い、令和5年4月から、地域農業の在り方を示した「人・農地プラン」が「地域計画」に名称が変わり、「目標地図」の作成が新たに義務づけられました。「目標地図」は、高齢などで耕作ができなくなった際に、次の耕作者へスムーズに引き継がれるよう、10年後の農地利用の将来図となるものです。

地域の「農業」の将来を守るためにも「地域計画」策定が必要となります。

2. 法定化とは？

制度や規則を法律によって定めることをいいます。「地域計画」は、基盤法第19条により、令和7年3月末までに策定することが求められています。対象は全ての農地となっており、常陸太田市では市街化区域を除いたほとんどの地域が対象となります。

また、法定化において10年後の将来像について話し合う「協議の場」を設置することが規定されたことから、地域で座談会を開催する必要があります。

3. 策定するメリット

- ・地域の農業の現状を共有し、10年後の農地をどのように活用するか見通しをつけることができる。
- ・地域内で取り組む農業の姿（水稻を維持、有機農業に取り組むなど）を定めることができる。
- ・農業をしていく人が耕作しやすい環境（組織化、地域共同で維持など）に変えていくことができる。
- ・国の補助や支援を受けやすくなる。



4. 策定しない場合のデメリット

- ・農地の現状が不明瞭となり、集積や集約が進まずに耕作放棄地が拡大してしまう可能性が増える。
- ・農地や農業者の補助事業に地域計画が要件化となるため、補助事業が受けられない可能性がある。（令和6年度は43事業が対象、令和7年度は大きく増加予定）

5. 地域計画の内容

- ・地域計画は2つの内容で構成されており、公表・公告を行う必要があります。

「地域計画」＝地域農業の将来の在り方＋目標地図





地域計画策定の進め方

地域計画を策定するために「協議の場」において話し合いを行い、計画に反映させていきます。

協議の場（１回目） 地域の将来像を考える。

- 地域の方に集まっていただき、農業の展望について話し合います。
例えば！ →地域の主である水稻を維持するために、農家のみんなで農業法人をつくり、米をブランド化しよう！
→若い担い手に来てもらうため、農機具を共有化や草刈りなどを協力する体制を作ろう！

○ポイント

具体的な手法までは議論せず、地域の農業の未来についてこんな風になったらいいなという意見を出し合うことになります。



久米地区（複数町会）



東連地町

協議の場（２回目） 目標地図の作成

- 地図に実際の耕作者を書き込み、情報交換を行います。
→農業委員会による利用権設定、農地バンクによる賃借状況を反映した地図に、相対等の状況を記載します。
○ポイント：現況を把握することにより、農地の状況が共有でき、農地の集約につながります。



小妻町



協議の場（３回目） 地域計画と目標地図素案の内容確認

- 話し合いの内容を反映させたものを確認し、公表・公告につなげます。



↑ 谷河原町 地図



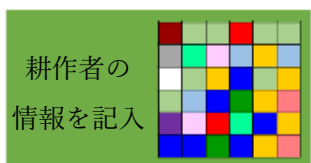
小妻町 地図→

耕作者別に色づけ

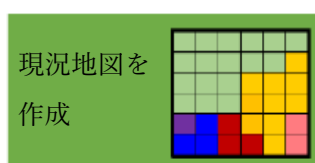
※色がついていない部分は
自作地

地域計画は農政課、目標地図は
農業委員会で反映します。

公表・公告を得て地域計画と
なります。



耕作者の
情報を記入



現況地図を
作成